

承認第5号

令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）に関する専決処分
について

令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について、地方自治法
第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の
規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和 7 年 度

山陽小野田市一般会計補正予算

(第 3 回)

令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）

令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ89,985千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,461,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,062,938	89,985	5,152,923
	2 国庫補助金	1,250,719	89,985	1,340,704
歳 入 合 計		35,371,726	89,985	35,461,711

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,570,412	89,985	12,660,397
	1 社会福祉費	6,220,235	89,985	6,310,220
歳 出 合 計		35,371,726	89,985	35,461,711

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,062,938	89,985	5,152,923
歳 入 合 計	35,371,726	89,985	35,461,711

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	12,570,412	89,985	12,660,397
歳 出 合 計	35,371,726	89,985	35,461,711

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
89,985	0	0	0
89,985	0	0	0

2 歳入

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	651,958	89,985	741,943
計	1,250,719	89,985	1,340,704

3 歳出

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	市債	その他	
10 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費	179,164	89,985	269,149	89,985 国庫支出金 89,985			
計	6,220,235	89,985	6,310,220	89,985	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費国 庫補助金	89,985	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 89,985

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	13	消耗品費 13
11 役務費	1,302	通信運搬費 874 手数料 428
18 負担金、補助 及び交付金	88,670	物価高騰対策不足額給付金 88,670

令和 7 年 9 月議会議案説明（一般会計補正予算（第 3 回））

承認第 5 号は、令和 7 年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業について、6 月議会において補正予算の議決をいただき、給付に向けて準備を進めていたところ、対象者が想定より多いことが判明したことによるものです。市民への早期の給付金支給を行うため、早急な予算措置が必要となり、令和 7 年 8 月 8 日に専決処分を行いました。

これにより、歳入歳出それぞれ 8,998 万 5,000 円を追加し、予算総額は 354 億 6,171 万 1,000 円となりました。

